

☆戦後七十七年、国内と世界の問題

この一年の大きな変化

- ◆敗戦記念日を迎える一年前、国内と世界の目は東京オリンピックに釘付けになっていました。そしてこの時ウクライナ戦争を予測した人は皆無でした。
- ◆昨年十月に誕生した岸田政権は七月の参院選挙で大勝し、改憲勢力が3分の2を超え、憲法改正発議の態勢が整ってしまいました。
- ◆一方、二月二十四日、ロシアが突然ウクライナに武力侵攻を開始しました。ロシア・プーチン大統領は侵攻は数日で終わると豪語していましたが、半年過ぎてもその出口は見えません。

戦後七十七年目の敗戦記念日

- ◆七十七年前の八月、原爆によって広島で十四万人、長崎で七万人、計二十一人が、ほとんど一瞬で亡くなりました。コロナによる死者数累計三・三万人と比べると、原爆が、そして戦争というものがいかに凄まじい悪であるか疑問の余地はありません。
- ◆ロシアのウクライナ侵攻は、国際法（武力行使による国際紛争の禁止）の違反であり、この戦争はロシア人のためでも誰のためでもない、どう見てもプーチンによるプーチンのための戦争です。直ちに侵攻停止を求めます。
- ◆一方、日本国内では、この戦争を口実として軍備増強論が台頭してきました。戦後築き上げてきた非戦・平和の歴史に逆行する暴論です。

安倍元首相の「国葬」に反対！

- ◆七月の参院選挙のさなか、安倍元首相が、銃撃事件で亡くなりました。いかなる理由があっても暴力行為には反対です。と同時に、岸田内閣が安倍元首相の葬儀を「国葬」で行うと決定した事に反対します。
- ◆まず、戦前「国葬令」という法律がありました。現在の民主憲法にそぐわないという事で廃止され、現在、実施には法的根拠がありません。
- ◆安倍元首相は一政党に属する国会議員でしたが、国家として故人への弔意を表すものとする、すべての国民が特定の国会議員への弔意を強制される事になりかねず、思想・良心の自由（憲法第十九条）に反することになります。
- ◆岸田首相は「その功績は素晴らしい」と言いますが、安倍元首相在任中、戦争に繋がる集団的自衛権行使容認と安保法の制定、森友、加計学園、桜を見る会疑惑など国民の評価は割れています。これを押し切って実施するのは国民の分断、批判封じにつながりかねません。閣議決定を撤回して下さい！

二〇二二年八月十四日（日）護憲平和行進（通算666回目）
★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法前文より

〔平和的生存権〕

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法第九条〔戦争の放棄・交戦権の否認〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法第十九条〔思想・良心の自由〕

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。